

地方独立行政法人3病院における 現中期計画・年度計画の評価等のスケジュールについて

項目	実施内容		平成27年度		
			8月 評価委員会開催	9月	12月
現中期目標の 業務実績評価	法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、現中期目標に係る事業報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。	§ 29、 § 30	・現中期目標期間中の業務実績の評価結果確定	・議会報告 (9月議会)	
年度評価の実施	法人は、各年度の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。	§ 28	・H26年度業務実績の評価結果確定	・議会報告 (9月議会)	
中期計画の変更	法人は、中期目標の期間の最終年度において積立金があるときは、知事の承認を受けた金額を、次期中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。 知事が承認しようとするときは、評価委員会の意見を聴く。	§ 26、 § 83	・中期計画変更の意見聴取		・議会議決 (12月議会)

県対応業務